



発行 東京都

目次

規則

○主要農作物種子法の実施に関する規則を廃止する規則……………

……………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………

告示

○平成三十年度クリーニング師試験の実施……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………

告示(選)

○東京都選挙執行規程の一部改正……………

告示(公)

○技能検定員審査の実施……………

○教習指導員審査の実施……………

公告

○東京都知事表彰……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

規則

主要農作物種子法の実施に関する規則を廃止する規則を公布する。

平成三十年十月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百三十四号

主要農作物種子法の実施に関する規則を廃止する規則

主要農作物種子法の実施に関する規則(昭和二十八年東京都規則第百三十三号)は、
廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第千四百五十号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成三十年十月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 試験日時

(一) 学科試験

平成三十一年一月二十六日(土曜日) 午前十時三十分から正午まで

(二) 実地試験

平成三十一年一月二十九日(火曜日) 又は同月三十日(水曜日)のうち、指定する日時

二 試験場所

(一) 学科試験

学校法人後藤学園(豊島区南池袋三丁目十二番五号)

(二) 実地試験

日本クリーニングセンター(文京区後楽二丁目三番十号)

三 受験資格

(一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者

(二) 旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力が

あると認められる者

四 試験科目

(一) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

(二) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能

五 受験手続

(一) 受験願書受付日時

平成三十年十二月五日(水曜日)及び同月六日(木曜日)の午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで。ただし、郵送の場合は、簡易書留で平成三十年十二月七日(金曜日)までの消印のあるものに限りに受け付ける。

(二) 受験願書受付場所

東京都庁第一本庁舎三十階A会議室。ただし、郵送の場合は、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課(郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号)に送付すること。

(三) 提出書類

ア 受験願書(クリーニング業法施行細則(昭和五十年東京都規則第八十一号)別記第十二号様式による。)

イ 履歴書

ウ 写真(出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きで縦四センチメートル横三センチメートルで、裏に氏名を記入したもの)

エ 受験資格を有する者であることを証する書類(中学校以上の学校の卒業証明書(原本)又は卒業証書の写し(この場合は、原本を提示し、写しを提出すること。))

(四) 試験手数料

一万八百円

納付書により、東京都指定金融機関、東京都収納代理金融機関に納入すること。
なお、納入した試験手数料は返還しない。

六 合格発表

平成三十一年三月十八日(月曜日)の午前十時から午後五時まで、東京都庁第一本庁舎三十階南側入口に、合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日午前十時から東京都福祉保健局ホームページ(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/index.html>)上に合格者の受験番号を掲載する。

七 その他

(一) 受験願書用紙は、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課(東京都庁第一本庁舎三十階南側)において、平成三十年十一月一日(木曜日)から配布する。

(二) 問合せ先

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課試験・免許担当
電話〇三(五三二〇)四三五八

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第二百五号
東京都選挙執行規程(平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十月二十二日

東京都選挙管理委員会

第七条(見出しを含む。)中「在外投票区」を「在外選挙投票区」に改める。

第十六条第一項中「保護施設又は防災リハビリテーション作業所」を「又は保護施設」に改め、同項第一号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改め、同項第三号中「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第二十一条第四号中「一の区市町村から」を削る。

第三十三条中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改める。

第七十二条第三項中「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

第七十七条の二に見出しとして「(再選挙に関するピラの枚数)」を付し、同条の表を次のように改める。

再選挙の行われる区域	
一の特別区及び市の区域 又はその一部の区域	一の町村の区域又はその一部の区域
東京都知事選挙 一万三千枚	千八百枚
東京都議会議員選挙 六千五百枚	千八百枚

別記第三号様式中「あひ」を「宛」に、「在外投票区」を「在外選挙投票区」に改める。

別記第三十五号様式中「参議院東京都選出議員選挙」

は)を「参議院東京都選出議員選挙、東京都議会議員選挙及び」に改める。

別記第四十一号様式中「あて」を「宛」に改め、「農業委員会等に関する法律及び」を削る。

別記第五十二号様式中「名簿登載者の数が衆議院比例代表選出議員選挙(以下二から四までにおいて「衆議院」という。)においては三十一人以上の、参議院比例代表選出議員選挙(以下二から四までにおいて「参議院」という。)においては二十五人以上の名簿届出政党等(以下「政党等」という。)を「公職選挙法施行規則(以下「規則」という。)第二十一条第四号及び同条第二項第四号」に、「名簿登載者の数が衆議院においては二十一人以上三十人以下の、参議院においては十七人以上二十四人以下の政党等」を「規則第二十一条第三号及び同条第二項第三号」に、「名簿登載者の数が衆議院においては十一人以上二十人以下の、参議院においては九人以上十六人以下の政党等」を「規則第二十一条第二号及び同条第二項第二号」に、「名簿登載者の数が衆議院においては十人以下の、参議院においては八人以下の政党等」を「規則第二十一条第一号及び同条第二項第一号」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第三十三条、第七十七条の二の表及び別記第三十五号様式の改正規定は、平成三十一年三月一日から施行する。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第355号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。
平成30年10月22日
東京都公安委員会
委員長 渡 佳 英

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格
- 次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(大型)
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(中型)又は道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第183号)附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証(大型)
- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定

員資格者証(普通)

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識
 - ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識
 - イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第3項のいずれかの規定に該当する者

- 5 審査の日時及び場所
 - (1) 日時
平成30年11月22日(木曜日)
 - 時間については申請書提出時に指定する。

- (2) 場所
警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)

6 申請手続

- (1) 申請書類
 - ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)
 - イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横

<p>の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 平成30年11月1日（木曜日）及び同月2日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成30年10月23日（火曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品 (1) 運転免許証 (2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課</p>	<p>電話 03 (3581) 4321 内線7250-5264</p> <p>●東京都公安委員会告示第356号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成30年10月22日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 佳 英 記</p> <p>1 審査の種類 (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査 (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査 (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格 次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者 (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型） (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証（大型）</p>	<p>導員資格者証（大型）</p> <p>(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）</p> <p>3 審査項目及び審査細目 (1) 教習に関する技能 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p> <p>4 審査細目の免除 規則第17条第1項又は第5項のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所 (1) 日時 平成30年11月22日（木曜日） 時間については申請書提出時に指定する。</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続 (1) 申請書類</p>
--	---	--

ア 申請書 (規則別記様式第1号の審査申請書とする。)

イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

平成30年11月1日 (木曜日) 及び同月2日 (金曜日) の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課 (府中市多磨町三丁目1番地の1)

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成30年10月23日 (火曜日) から配布する。

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。

7 審査手数料

12450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例 (平成12年東京都条例第99号) 別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品

(1) 運転免許証

(2) 筆記用具 (黒色又は青色のボールペン)

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03 (3581) 4321 内線7250-5264

公 告

東京都知事表彰について

東京都青少年の健全な育成に関する条例 (昭和三十九年東京都条例第百八十一号) 第六条の規定に基づき、平成三十年十月二十二日に表彰されたものは、次のとおりである。
平成三十年十月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は名称 事績の概要

【青少年健全育成成功労者】

眞野 幸男 青少年を健全に育成するために多年にわたり積極的に活動し、特に顕著な功績をあげられました。

小堀 章

田邊 一枝

安田 愼也

片岡 庄一郎

米山 邦之

秋山 三郎

伊藤 泰子

塩本 秀雄

吉田 ノリ子

土井 千枝子

溝口 美枝子

小林 洋子

内山 廣江

三谷 貴俊

村上 昌子

明石 文子

鈴木 壽美

安東 薫

木村 恵美子

高田 忠則

古田 節呼

福田 隆男

吉田 隆

石井 逸代

大林 英夫

鈴木 春男

望月 雅人

鈴木 久美子

飯田 豊

横井 由美

新川 浩

中川 博喜

小松 剛

原田 文江

磯田 廣己

薄田 有鄰

増井 美砂子

大西 三枝子

谷合 隆一

倉光 典子

八木 尚子
 今村 泰子
 高橋 政美
 鈴木 澄子
 津田 邦彦
 村原 町子
 鈴木 智善
 田島 玲子
 石川 千寿
 宮崎 長壽
 山田 敏行
 岡部 禎子
 宮下 庵
 武者 喜子
 緒方 澄子
 池田 勝治
 加藤 美恵子
 萩原 秋江
 田中 眞津子
 河内 幸子
 河原 義幸
 橋本 和子
 小嶋 幸一
 村田 治美
 三橋 均
 齋藤 美奈
 芝山 かおる
 内田 幸憲

【青少年健全育成成功労団体】

多摩川諏訪囃子 青少年を健全に育成するために多年に
 ガールスカウト東 わたり積極的に活動し、特に顕著な功
 京都第五十九団 績をあげられました。

府中市スポーツ少
 年団

【模範青少年団体】

東京都立桜町高等 公共への奉仕や青少年の指導など、他
 学校演劇部 の青少年の模範となる行動をなさいま
 大森交通少年団 した。

にしみたか学園三
 鷹市立第二中学校
 第三学年

三鷹消防少年団
 田園調布消防少年
 団

【自主規制功労者】

加藤 一肇 青少年の健全な育成を阻害する図書類
 川崎 博和 等を青少年に対し販売等しないように
 努め、青少年の健全な育成に寄与され
 ました。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
 ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八
 条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
 意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
 意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十年十月二十二日

一 店舗名 くるる 東京都知事 小 池 百合子

二 店舗所在地 府中市宮町一丁目五十番地

三 設置者名 くるる管理組合店舗部会 管理者 会長
 濱中重美

四 意見

ア 聴取者 府中市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十年九月十三日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
 （新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間

平成三十年十月二十二日から同年十一月
 二十二日まで。ただし、東京都の休日に
 関する条例（平成元年東京都条例第十
 号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。
 ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 楽天地ビル

二 店舗所在地 墨田区江東橋四丁目二十七番十四号

三 設置者名 株式会社東京楽天地

四 意見

ア 聴取者 墨田区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十年十月一日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
 （新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間

平成三十年十月二十二日から同年十一月
 二十二日まで。ただし、東京都の休日に
 関する条例（平成元年東京都条例第十
 号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。
 ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都知事 小 池 百合子
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三三二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001